

穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

制定 令和 3 年12月24日付け 3 農産第2242号

改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第3699号

改正 令和 4 年12月 2 日付け 4 農産第3513号

改正 令和 5 年11月29日付け 5 農産第2843号

(趣旨)

第1 農山漁村や食料・農林水産業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や農山漁村の地域コミュニティの衰退に加え、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇のほかロシアによるウクライナ侵略等の影響による燃油及び肥料価格等の生産資材の高騰などの課題に直面している。

一方、地球温暖化が進む中で、その影響を受けやすい農業分野において、温室効果ガスの排出量削減及び地球温暖化の影響に適応した農業生産技術の確立・普及を進め、持続可能な食料システムを構築していくことは急務である。

このため、本事業では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を踏まえ、将来にわたる食料の安定供給に向けて持続的な穀物の生産を図るため、穀物の生産段階から集出荷段階までのグリーン化の実現に向けた取組を支援するものとする。

(通則)

第2 穀物グリーン化転換推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、持続的な穀物の生産を図るため、穀物の生産段階から集出荷段階までのグリーン化を実現することを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体は、別表のとおりとする。
また、本事業に係る細目等は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）
が別に定めるものとする。

（事業の実施）

第5 事業実施主体は、第10第1項の規定による交付申請書の提出より前に、別記様式第1号による事業実施計画承認申請書に農産局長が別に定める事業実施計画を添付の上、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の提出、事業実施計画の承認基準等は、農産局長が別に定める。

3 事業実施主体は、農産局長が別に定める公募要領に基づき事業実施計画書を提出し、補助金交付候補者に選定された場合は、第1項の承認を受けたものとみなすことができる。

4 事業実施計画の期間については、原則1年間以内とする。ただし、検証に複数年度を要するなどにより特に必要があると農産局長が認める場合にあっては、3年以内の取組とすることができるものとする。

なお、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

5 事業の着手は、第12第1項の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめその理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第2号）を農産局長に提出するものとする。

6 前項のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとし、第10第1項の交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

7 交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（目標年度及び成果目標）

第6 本事業の目標年度は、取組最終年度の翌々年度とする。

2 事業実施主体は、次に掲げる目標年度における成果目標を事業実施計画に設定し、その達成に向けて努めるものとする。

（1）粳穀利用循環型生産技術体系実証事業

ア 穀物乾燥工程における化石燃料（灯油等）の使用量

イ 粳穀燃焼灰等のほ場等への施用量

（2）カメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業

ア 化学農薬の使用量

イ 選別工程後における着色粒の混入割合及び共連れ割合

- 3 事業実施主体は、事業完了後においても、前項の成果目標の達成に向けた取組を継続することとする。

(事業実施状況の報告)

- 第7 事業実施主体は、事業実施状況報告書（別記様式第3号）を作成し、事業完了年度の翌年度の7月末までに農産局長に報告するものとする。

- 2 農産局長は、前項の事業実施状況報告を受けた場合は、その内容を確認し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体に対して必要な指導等を行うものとする。

(事業の評価等)

- 第8 事業実施主体は、事業実施計画により定めた目標年度における成果目標の達成状況について、事業評価報告書（別記様式第4号）を作成して自ら評価を行い、農産局長に報告するものとする。

- 2 農産局長は、前項の報告を受けた場合には、その内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断したときは、事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、必要に応じて、指導を行ってから1月以内に目標達成に向けた改善計画を別記様式第5号により提出させるものとする。

- 3 農産局長は、前項の改善計画に基づく取組終了後、当該事業実施主体から再度、別記様式第4号を提出させるものとする。

(交付の対象及び補助率)

- 第9 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う穀物グリーン化転換推進事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請手続)

- 第10 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第6号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法

律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第11 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農産局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第12 大臣は、第10第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第10第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第13 補助事業者は、第10第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第12第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第14 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第15 補助事業者は、第12第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第16 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第8号による変更等承認申請書に変更した事業実施計画書を添付の上、大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第17に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第17に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第17 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第18 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第9号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(事業遂行状況報告)

第19 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第10号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第11号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告に代えることができるものとする。

2 前項に定める時期のほか、大臣は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第20 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第11号の概算払請求書を大臣及び官署支出官（大臣官房予算課経理調査官）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

（実績報告）

第21 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第12号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（第16第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第13号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第10第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第10第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第14号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに、大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により、大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第22 大臣は、第21第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内

に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第23 補助事業者は、第22第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第21第1項に準じて提出するものとする。
- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第22第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第22第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第24 大臣は、第16第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第12第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣による処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延又はその他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第22第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第25 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をも

って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第26 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第10第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第12第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第27 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

第28 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに事業の成果等によって相当の収益を生じたときは、農産局長が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。

- 2 前項による報告があった場合、その他補助事業者に前項により報告すべき相当

の収益を生じたものと農産局長が認定したときは、農産局長が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(補助金の経理)

第29 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第15号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第30 補助事業者は、第10第1項の規定による交付の申請、第13の規定による申請の取下げ、第16第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第18第1項の規定による事業遅延の届出、第19の規定による事業遂行状況報告、第20の規定による概算払請求、第21第1項による実績報告、第21第2項による年度終了実績報告、第21第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第26第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 補助事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(指導等)

第31 農産局長は、事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第32 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。

2 改正前の水田農業グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和5年11月29日から施行する。

別表（第4、第9、第16、第17関係）

区 分	経 費	補助率	事業実施主体	重 要 な 変 更
				事業内容の変更
1 粃殻利用循環型生産技術体系実証事業 (事業内容) 穀物乾燥の熱源に地域で発生する粃殻を利用する粃殻燃焼システム等の導入及び燃焼により生じた粃殻燃焼灰等を土づくりに利用した栽培管理をセットとした循環型生産技術体系の構築に向けた取組に対して支援	1 検討会の開催	定額	1 農業者（農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体） 2 農機メーカー 3 農業協同組合 4 都道府県 5 試験研究機関 等により構成された協議会	1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更
	2 粃殻を熱源とした穀物乾燥の実証 (1) 粃殻を熱源とした穀物乾燥の実証 (2) 粃殻燃焼システムの導入 (3) 粃殻燃焼システムの改良	定額 1 / 2 以内 定額		
	3 粃殻燃焼灰等を使用した栽培管理技術確立に向けた実証 (1) 粃殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培実証等 (2) 栽培実証に必要な機械等の導入	定額 1 / 2 以内		
2 カメムシ斑点米発生抑制等生産体系実	1 検討会の開催	定額		

証事業 (事業内容) カメムシの発生を極力抑制するための水田内外の効果的な除草等の生産技術及び収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去等の精度向上を図るための品質管理技術体系の構築に向けた取組に対して支援	2 カメムシ類発生抑制生産技術の実証 (1) 水田内外の効果的な除草等の栽培実証 (2) 実証に必要な機械等の導入	定額 1 / 2 以内	1 農業者（農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体） 2 農機メーカー 3 農業協同組合 4 都道府県 5 試験研究機関 等により構成された協議会	1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更
	3 選別工程における品質管理技術体系確立に向けた実証 (1) 選別工程における品質管理技術体系の実証 (2) 実証に必要な機械等の導入 (3) 機械等の改良	定額 1 / 2 以内 定額		

別記様式第1号（第5第1項関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
（〇〇〇事業）実施計画の承認の申請について

穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知）第5第1項の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

- （注1）穀物グリーン化転換推進事業実施要領（令和3年12月24日付け3農産第2243号農林水産省農産局長通知）別紙様式（事業実施計画）を添付すること。
- （注2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。
- （注3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。
- （注4）交付決定前に事業に着手する場合にあっては、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載すること。

別記様式第2号（第5第5項関係）

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
（〇〇〇事業） 交付決定前着手届

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知）第5第5項の規定に基づき、事業実施計画に基づく当該事業について、下記条件を了承の上、補助金等の交付決定前に着手したいので届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

交付決定前着手を行う事業の概要

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月	理 由

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
（〇〇〇事業）実施状況報告書

穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知）第7第1項に基づき、別添のとおり、事業の実施状況を報告する。

（注1）別添の様式（事業実施状況報告書）、取組状況を撮影した写真、日誌等の資料を添付すること。

（注2）添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

事業実施状況報告書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 事業の取組状況及び効果

--

※2年目以降は、前年度分に追記していくこと。

3 成果目標の達成状況

成果目標	取組前 ○年度	○年目 ○年度	目標値 ○年度	備 考
1 粃殻利用循環型生産技術体系実証事業				
穀物乾燥工程における化石燃料（灯油等）の使用量				
粃殻燃焼灰等のほ場等への施用量				
2 カメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業				
化学農薬の使用量				
選別工程後における着色粒の混入割合及び共連れ割合				

※取組最終年度の翌々年度を目標年度とする。

別記様式第4号（第8第1項、第3項関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
（〇〇〇事業）事業評価報告書

穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知）第8第1項に基づき、別添のとおり、事業の評価を報告する。

（注1）別添の様式（事業評価表）、資料等を添付すること。

（注2）添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

事業評価表

事業実施主体	事業内容	事業費（円）		A : 計画以上の成果が見られる。
		〇〇〇円 (うち国費〇 〇〇円)	総合評価	B : 計画どおりの成果が見られる。
				C : 計画どおりの成果が見られない。
			総合所見	
評価観点ごとの所見				
a. 成果目標が達成されているか。				
b. 計画に即した取組が行われたか。				
c. 予算の執行が適正に行われたか。また予算に見合った成果が出たか。				

＜記載要領＞

- 1 評価観点ごとの所見欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
- 2 総合評価欄には、評価観点ごとの所見欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
- 3 総合所見欄には取組全体について総合的な所見を記載する。
- 4 事業内容欄は、事業実施状況報告書に準ずる。
- 5 事業費は決算額を記入する。

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業における改善計画について

穀物グリーン化転換推進事業において、穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第8第2項に基づき、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告する。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
（改善計画は1か年の計画とし、要綱に定める事業評価報告書の写しを添付すること。）
 - （1）成果目標
 - （2）事業実施後の状況（実績）
 - （3）改善計画
- 4 改善方策
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第6号（第10第1項関係）

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
（〇〇〇事業） 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年度において、〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知）第10第1項の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

（注1）この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

（注2）計画承認の事業内容から変更があるときは、本文中の「〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので」を「〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があった事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付して提出すること。

別記様式第7号（第14第3項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

協議会名
代表者名 殿

所在地
商号名又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

（注1） 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2） この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3） 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第8号（第16第1項関係）

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
（〇〇〇事業） 変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣（注2） 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第16第1項の規定に基づき申請する。

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）穀物グリーン化転換推進事業実施要領（令和3年12月24日付け3農産第2243号農林水産省農産局長通知）別紙様式（事業実施計画書）を変更（中止又は廃止）する際には、同様式中「事業の目的及び趣旨」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止の場合は中止前、廃止の場合は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限って添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注3）添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第18関係）

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
（〇〇〇事業） 遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知）第18の規定に基づき届け出る。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第10号（第19第1項関係）

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
（〇〇〇事業） 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知）第19第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年12月31日までに 完了したもの		○年1月1日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予 定 年 月 日	
	円	円	%	円		
計						

- （注1）「区分」の欄には、〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があった事業計画の「第2 経費の配分及び負担区分」の「区分」の欄に記載された事項を記載すること。
（注2）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第11号（第19、第20関係）

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
(〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官 大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった穀物グリーン化転換推進事業補助金について、穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和３年12月24日付け３農産第2242号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第20の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

(また、併せて令和〇〇年12月31日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注2))

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注1) 「区分」の欄には○年○月○日付け○○第○○号で計画承認通知があった事業計画の「第2 経費の配分及び負担区分」の「区分」の欄に記載された事項を記載すること。
- (注2) 括弧内は、要綱第19第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第12号（第21第1項関係）

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
（〇〇〇事業） 実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知）第21第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として穀物グリーン化転換推進事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

- （注1）事業の実績が、交付申請書の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- （注2）軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）
- （注3）添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写しとすること。
- （注4）添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第13号（第21第2項関係）

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
（〇〇〇事業） 年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知）第21第2項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経 費 (A)	国 庫 補 助 金	(A) のう ち 年 度 内 支 出 済 額	概 算 払 受 入 済 額	(A) のう ち 未 支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 年度内完了分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- (注2) 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）

別記様式第14号（第21第4項関係）

令和〇〇年度穀物グリーン化転換推進事業補助金
（〇〇〇事業） 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった穀物グリーン化転換推進事業補助金について、穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知）第21第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額 金 円
（令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注1）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注3) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注3) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第15号（第29第3項関係）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名				事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
事業区分	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容		
									国庫補 助金	市町村	その他						
	計																
	計																
	合 計																

（注１）処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

（注２）処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。

（注３）摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

（注４）この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。